

○小関勝助議長 ご異議なしと認めます。

よって、議長を除く全員をもって構成する予算特別委員会を設置することに決定いたしました。

訂正された議案第2号は、ただいま設置することに決定いたしました予算特別委員会に付託することといたします。

ここで、お諮りいたします。この後、本会議を一旦休憩し、予算特別委員会の審査を経て本会議を再開する予定ですが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小関勝助議長 ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

それでは、これから予算特別委員会を開催するため本会議を一旦休憩いたします。

午後 1時33分 休憩

午後 1時57分 再開

○小関勝助議長 休憩前に復し、会議を再開いたします。

なお、梅津善之議員、小関秀一議員、我妻昇議員、蒲生光男議員から、議案第2号に対する討論発言通告を取り下げる旨の申し出があり、許可いたしましたので、ご報告いたします。

予算特別委員会審査報告

○小関勝助議長 ここで予算特別委員会の審査の報告を求めます。

大道寺 信委員長。

(大道寺 信予算特別委員長登壇)

○大道寺 信予算特別委員長 平成26年第2回市

議会定例会において予算特別委員会に付託になりました議案第2号 平成26年度長井市一般会計予算をはじめ特別会計予算9件、水道事業会計予算1件の平成26年度予算案11件について、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

予算特別委員会は、会議日程に従い、3月14日及び17日の2日間にわたり審査が行われたところであります。

また、本日の本会議において議案第2号の訂正が承認されたことを受けて、訂正された議案第2号について、先ほど予算特別委員会を開催し、審査を行ったところであります。

3月14日及び17日の予算特別委員会では、審査に当たり、各会計予算の概要について担当課長から説明を受けた後、7名の委員の総括質疑が行われ、終了後に細部審査を行ったところであります。

また、本日開催された予算特別委員会では、審査に当たり、訂正された議案第2号 平成26年度長井市一般会計予算の概要について担当課長から説明を受けた後、質疑、採決を行ったところでありますが、その経過につきましては、議長を除く全員で構成する委員会でありましたので、後刻、会議録によりご承知くださいますようお願い申し上げます、審査の結果のみご報告申し上げます。

まず、議案第2号 平成26年度長井市一般会計予算につきましては、3月17日の予算特別委員会での採決の結果、可否同数であったため、長井市議会委員会条例第17条第1項の規定に基づき、委員長の決するところにより否決すべきものと決定しましたが、本日付託になりました訂正された議案第2号 平成26年度長井市一般会計予算につきましては、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第3号 平成26年度長井市国民健康保険特別会計予算及び議案第4号 平成26年

度長井市公共下水道事業特別会計予算の2件につきましては、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第5号 平成26年度長井市山形鉄道運営助成事業特別会計予算につきましては、全員一致で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第6号 平成26年度長井市農業集落排水事業特別会計予算につきましては、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第7号 平成26年度長井市訪問看護事業特別会計予算及び議案第8号 平成26年度長井市介護保険特別会計予算の2件につきましては、全員一致で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第9号 平成26年度長井市浄化槽事業特別会計予算につきましては、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第10号 平成26年度長井市後期高齢者医療特別会計予算及び議案第11号 平成26年度長井市宅地開発事業特別会計予算の2件につきましては、全員一致で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第12号 平成26年度長井市水道事業会計予算につきましては、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

以上が審査の結果であります。当局におかれましては、審査の過程で委員各位から出されました質疑、意見等について、十分に意を用いられ事務の執行に当たられるよう申し上げ、予算特別委員会の審査の報告を終わります。

○小関勝助議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小関勝助議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

まず、日程第44、議案第2号 平成26年度長井市一般会計予算の1件について、討論の通告

がありますので、順次発言を許可します。

初めに、議席番号4番、今泉春江議員。

(4番今泉春江議員登壇)

○4番 今泉春江議員 議案第2号 平成26年度長井市一般会計予算に反対を申し上げます。

まず、この予算には、市民生活向上のために幾つかの評価すべき予算があることを申し上げたいと思います。その中では、小児インフルエンザ予防事業、子育て支援医療給付事業の拡大、米飯給食助成事業、健康長寿推進用具購入助成事業、交通弱者のための市営バス運行事業、さらに住宅新築・増改築補助事業の継続、栄養改善事業、がん検診・健康診査事業、独自検診事業など、これらの多くの予算は大きく評価させていただきます。

しかし、アベノミクスの影響で景気は上向いているといいますが、実感はありません。それどころか給料は下がり続け、さらに生活に欠かせないものが次々と値上がりし、年金、医療、介護などの社会保障はますます悪くなり、商売や暮らしはいよいよ厳しくなり、雇用も農業も不安定になってきています。そこへ4月からの消費税の増税が来たらどうなるでしょうか。ますます市民の暮らしは大変になることは目に見えています。

今、市民の一番の心配は、4月からの消費税増税です。消費税増税は国が決めたことで、責任は国にあります。長井市に責任があるわけではありませんが、しかし、決まったことだから仕方ないというだけではなく、地方自治体は国の悪政から市民を守らなくてはなりません。それが地方自治体の務めです。市の予算にも大きく関係してくる消費税増税で市民の不安をさらに大きくさせてはいけません。市民生活に大きく影響が出ないように、市民の不安を軽減するようにもっと精査し、予算計上を図るべきではないでしょうか。このことが、この予算には考慮されていません。

さらに、市税の収納率を上げるため、滞納者への預貯金や給料の差し押さえによる強制取り立てが行われています。生活困窮者への差し押さえによる徴収は行わず、相談収納を徹底し、収納率を上げるべきです。これらのことも反映されておられません。

また、問題であった観光交流センター整備予算などを取り下げたことは当然のことです。しかし、当初あのように多くの問題を指摘されたにもかかわらず観光交流センター予算を計上し、反対も予想しつつ当局は提案してきました。過日の予算委員会でこのことが原因で否決されたことは重大なことです。市民と議会の声を聞かず、一方的に提案されたことで市民と議会を混乱させた当局の責任はとても重いものです。このことも申し上げ、議案第2号 長井市一般会計予算の反対意見とします。

○小関勝助議長 次に、議席番号6番、竹田博一議員。

(6番竹田博一議員登壇)

○6番 竹田博一議員 私は、議案第2号 平成26年度一般会計予算に賛成の立場で討論いたします。

去る3月の17日、予算特別委員会において賛否同数となり、
.....
.....否決となってしまいました。そしてきょう、多くの市民が切望しております道の駅用地費及びあやめ公園、運動公園施設長寿命化対策事業の予算を訂正して、再び26年度一般会計予算が上程されました。不本意ながらもこの一般会計予算を可決しなければ、新年度からの市民生活にはかり知れない重大な影響を与えることは必至であります。私は、市民生活を守り、その影響を与えないためにも賛成するものであります。

以上で議案第2号 平成26年度一般会計予算の賛成討論といたします。

○小関勝助議長 次に、議席番号14番、高橋孝夫

議員。

(14番高橋孝夫議員登壇)

○14番 高橋孝夫議員 私は、議案第2号 平成26年度一般会計予算に反対する立場で意見を申し上げます。

私が反対をする理由は、以下に示す3点であります。

第1点目は、平成26年度予算は、4月から消費税率が5%から8%に引き上げられることを前提として編成をされたという点です。平成26年度予算の歳入には、議案第24号 長井市財産の交換・譲与・無償貸付等に関する条例の一部改正、議案第25号 長井市教育施設使用条例の一部改正、議案第28号 長井市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正、議案第29号 長井市体育施設条例の一部改正、議案第30号 長井市道照寺平コミュニティセンター条例の一部改正、議案第31号 長井市民文化会館条例の一部改正、議案第32号 長井市勤労青少年ホーム設置条例の一部改正、議案第33号 長井市置賜生涯学習プラザ条例の一部改正、議案第34号 長井市文教の杜設置条例の一部改正、議案第37号 長井市霊園条例の一部改正、議案第38号 長井市斎場の設置及び管理に関する条例の一部改正、議案第39号 長井市古代の丘条例の一部改正、議案第40号 長井市農道及び林道管理条例の一部改正、議案第41号 長井市多目的研修センター設置条例の一部改正、議案第42号 長井市伊佐沢コミュニティ施設条例の一部改正、議案第44号 長井市道路占用料徴収条例の一部改正、議案第45号 長井市営住宅管理条例の一部改正、議案第47号 長井市都市公園条例の一部改正、議案第48号 長井市緑町ふれあい会館条例の一部改正などの条例改正によって、増額をされた使用料などの負担が含まれています。

これらの条例改正に伴う使用料などの増額は、いずれも消費税率が引き上げられたことに伴う負担増であることは明らかであり、到底認める

わけにはいきません。

特に、ことしの4月からは消費税率が3%引き上げることに伴う増額で、来年の10月にはさらにまた2%の引き上げが予定をされておる。それにも無原則に使用料などを増額させようとする動きに連動していこうとするものであり、看過できません。

アベノミクス効果をほとんど感じる事ができない地方の小さな都市で、消費税率が引き上げられるから連動して住民生活に密接な使用料や利用料などが増額となり、市民生活に大きな影響を与える新たな負担増を認めるわけにはいかないのです。ましてや消費税率引き上げにより、日常生活への影響は本当に大きいと私は感じています。何もかにもが値上がりをし、各種負担がふえる中で、住民サービスの第一線にいる地方自治体も消費税率引き上げを無原則に受け入れ、安易に各種使用料などに転嫁するやり方は、住民生活をさらに苦しいものにしていく以外の何物でもないとわざと得ませんし、認めることができません。

第2点目は、地方自治体は、もっと市民生活や市民がよりどころとする施設、あるいは地域づくりの拠点となり、文化活動の発信施設となる施設などの使用料など、税率が上がったからといって余りにも安易に負担を転嫁していこうとする姿勢についても疑問です。

このたびの消費税率引き上げによる各種負担増は、教育施設、文化施設、生涯教育諸施設、体育施設、これからの地域づくりへの拠点となる各地区公民館、自治公民館として使用されている施設などが対象になっています。私は、申し上げましたこれらの施設は日常的に市民や地域住民が集い、学び、体力づくりやみずからの音楽や芸術、文化などの発表の場として、あるいは地域住民などとの交流の場として欠かすことができない場であり、出会いの施設であります。にもかかわらず、消費税率が引き上げられ

たから市の諸施設の使用料などにも無条件で反映をさせ負担増を強いていくという姿勢と考え方には、まちづくりなどの拠点をどう身近なものとして定着させていくのかといった基本的な視点での配慮を感じることができません。これは、極めて残念なことと言わなければなりません。

さきにも申し上げましたが、消費税率の引き上げは、今回の3%で終わるものではありません。来年の10月には、さらに2%上乘せされる予定で進んでいます。私はこういった一連の動きを見ると、これからの長井市の教育施設や生涯学習施設、体育施設、文化、芸術施設などのまちづくりでの位置づけを明確にし、同時にその際の利活用策と住民負担のあり方を根本から見直して対応していくという構えこそ求められていると感じます。申し上げましたような見直しの中で、市民の利活用を図るためには、場合によっては料金そのものを引き下げるという選択肢があってもいい、私は考えます。そういった根本的な見直しや検討はなされていないことは極めて情けないこと、指摘せざるを得ませんし、残念なことと言わなければなりません。

同時に、私は、やり方次第では消費税の対象外となるにもかかわらずその手続などを進めてこなかったことにもやるせなさを感じます。長井市営住宅管理条例の一部改正は、駐車場の利用料金に消費税率引き上げ分を転嫁するという内容であります。しかし、住宅使用料そのものは消費税非課税であります。長井市のように公共交通機関が脆弱で自家用車がなければ生活に事欠く自治体にあっては、いわゆる家賃と駐車場料金は一体であることが自然な姿と思われませんが、しかし、現実には、別料金のままにしていたことで新たな負担がふえることになるわけです。私は、こういったことは事前に対処しておけば負担増になることはないだけに、本当に情けないことと感じます。議案の取り下げとか、

すぐにも臨時会を開いて対応すべきことだと思いますが、急いで対応しようとする動きは感じられません。情けないことと言わなければなりません。

第3点は、約束を簡単に破る、言ったことに責任を持とうとしない態度についてです。

私は、さきの予算委員会総括質疑で、自治公民館に対する活性化補助金のあり方について質問をさせていただきました。平成15年度から始まった自治公民館活性化事業補助金については、私は幾度となくそのあるべき姿について質問をさせていただきました。平成23年9月定例会では、これまでは、平成16年度から第4次総合計画の中での事業であり、平成25年度までは続けていき、平成26年度からの第5次総合計画の中でしっかりとコミュニティをどう充実させるか、あるいは活性化させていくかという視点からさまざまな部分について検討しなきゃいけないという答弁があり、私は、当然にしてこれまで検討が進められてきたものと思っていました。しかし、教育長からは、この間、利活用がないのは説明不足もあるのではないかという答弁と、市長からは、これまで具体的に検討してきていない。今年度はこのままにしてその間に検討したいといった答弁がありました。私は、正直、体が震え、自分自身を抑えることで精いっぱい時間帯でありました。10年以上も事業を展開していてその総括も検証もしない。ましてや、担当でありながら検討にも入ってないことは、まさに考えられないことであります。

驚いたのは、平成23年9月に明確に第5次総合計画までにしっかりと検討すると答弁していたにもかかわらず、検討してこなかったことには一言の謝罪もなく、むしろ平然と説明不足もあったなどと言いつつ態度と姿勢です。学校現場でも、学校教育の第一線でもこういう態度や姿勢だったのですか。かつて約束したことを具体的に果たすことができない場合は、まず謝罪

をし、その上で、これから遅まきながらでも取り組みを進めるなどの言葉や対応をするというのが私は通常一般に行われている対応のあり方だと信じてきました。しかし、実際には、信じられない態度と姿勢だったと私は感じます。議会軽視もさることながら、これが本当に長井市の教育をつかさどる立場の方の態度なのでしょうか。信じることができません。今後もこういったことがまかり通るのでしょうか。これが当たり前なのでしょうか。とても信じられませんし、全てに不信を覚えます。少なくともこれからの長井市にこういったことは許してはならないと私は感じます。検討を約束していた内容とはほど遠い内容の教育予算と、約束したことを何とも感じない教育委員会の姿勢を認めることはできません。

以上、3点の理由で反対をいたすものであります。

(「議長、議事進行」の声あり)

○小関勝助議長 9番、蒲生光男議員。

○9番 蒲生光男議員 今、竹田博一議員の討論の中に、
.....
..... 私はそれは看過できない発言だと思っております。

今回、特に当初予算案に賛成できなかったということで、私たちはさんざん苦勞をして、悩んで、そして考え抜いたあげくの果ての決断でございます。
.....
..... これは非常にふさわしくない、議場で発言するにはふさわしくない言葉ですので、撤回をするなり、本人の了解を得て善処していただきたいと思っております。

○小関勝助議長 それでは、ここで暫時休憩します。

午後 2時23分 休憩

午後 3時32分 再開

○小関勝助議長 休憩前に復し、会議を再開いたします。

ここで、竹田博一議員から、先ほどの発言を取り消したい旨の申し出がありますので、これを受けることといたします。

6番、竹田博一議員。

(6番竹田博一議員登壇)

○6番 竹田博一議員 先ほどの討論で、・・・・・・・・・・撤回します。

○小関勝助議長 それでは、会議規則第65条の規定に基づき、竹田博一議員から申し出がありました発言の取り消しを許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小関勝助議長 ご異議なしと認めます。

それでは、議事を進めます。

通告による討論は終わりました。

これから採決いたします。

訂正された議案第2号について、予算特別委員長長の報告は、原案可決であります。

予算特別委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○小関勝助議長 起立多数であります。

よって、議案第2号は、予算特別委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第45、議案第3号 平成26年度長井市国民健康保険特別会計予算の1件について、討論の通告がありますので、発言を許可します。

議席番号4番、今泉春江議員。

(4番今泉春江議員登壇)

○4番 今泉春江議員 議案第3号 平成26年度長井市国民健康保険特別会計予算に反対を申し上げます。

まず、特定健診受診率向上のため、特定健診個人負担金1,000円を無料に改正し、また、若

年者健康無料クーポン券送付などの事業には大きく評価いたします。市民の健康づくりに大きく貢献し、医療費削減などにもつながるのではないかと思います。また、国保税の軽減措置の拡大などはよかったと思います。

しかし、国保税は平成23年度から17%引き上げられ、さらに課税限度額も上がり、高過ぎる国保税に市民の負担は限界に来ています。そして、雇用や農業はますます不安定になり、社会保障も改悪され続け、生活苦から国保税が払えない世帯が増加しています。そこへ収納率を上げるため、滞納者への容赦ない差し押さえが行われております。高過ぎて払いたくても払えない国保税になっています。低所得者が多く加入し、保険料に事業主負担のない国保は適切な国庫負担なしには成り立たないと政府も認めているのが国保財政の原則です。

しかし、全国の市町村国保の財政状況が厳しい原因は、市町村国保会計に対する国庫支出金の大幅な減少があります。そのためにも、国の責任と役割を国に求めていかななくてはなりません。しかし、市独自でも引き下げや抑制の努力を続けていかなければならないのではないのでしょうか。そのためにも、一般会計からの繰り入れをふやし、保険料の引き下げをし、また、差し押さえでの強制徴収ではなく、相談収納に徹すべきです。

以上、意見を申し上げ反対とします。

○小関勝助議長 通告による討論が終わりました。これから採決いたします。

議案第3号について、予算特別委員長長の報告は、原案可決であります。

予算特別委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○小関勝助議長 起立多数であります。

よって、議案第3号は、予算特別委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第46、議案第4号 平成26年度長井市公共下水道事業特別会計予算の1件について、討論の通告がありますので、発言を許可します。

議席番号14番、高橋孝夫議員。

(14番高橋孝夫議員登壇)

○14番 高橋孝夫議員 私は、平成26年度長井市公共下水道事業特別会計予算に反対の立場で意見を申し上げます。

私が反対するのは、次の2点の理由によります。

第1は、この4月からの消費税率引き上げによる負担増になるという点です。

議案第46号 長井市下水道条例の一部改正により、下水道使用料が引き上げられ、それがそのまま下水道事業特別会計予算の歳入に反映をされています。加えて、来年の10月からは消費税率はさらに2%引き上げることが予定をされています。その時点でも、またぞろ同様の対応による条例改正が行われ、下水道使用料金が引き上がることは想像にかたくありません。これでは、市民はたまったものではありません。

元来人間は、排せつをしなければ生きることではできませんし、その意味で、節約するとかという類いのものではないことは明らかです。こういった処理事業に消費税を適用させること自体に私は無理があると考えます。

第2は、長井市における下水道使用料金のレベルに関する問題意識についてです。

上下水道課からいただきました市町村別上下水道使用料一覧表によりますと、平成25年4月1日現在の下水道料金を見ますと、20立方メートルの使用の場合、月額で長井市は県内31事業所中、高いほうから第4位で3,832円となっています。ちなみに月額の県の平均額は3,409円ということであります。

私は、長井市のこの使用料金のレベルは考慮しなければならない課題と考えます。少なくとも

も県内の平均値を目標にした使用料設定ができないかどうかを含めた根本的な見直しと調査、検討が加えられなければならないと考えます。そのことこそ市民が求める課題であり、早期に検討に着手すべき課題です。現状でも高い使用料をそのままにして、消費税率が上がったから市の使用料にも自動的に転嫁していくという姿勢そのものが問われます。

以上の2点により、議案第4号には反対をいたします。

なお、私は、議案第6号 平成26年度長井市農業集落排水事業特別会計予算及び議案第9号 平成26年度長井市浄化槽事業特別会計予算に対しても同様の理由から反対であることを申し添えます。

○小関勝助議長 通告による討論が終わりました。これから採決いたします。

議案第4号について、予算特別委員長の報告は、原案可決であります。

予算特別委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○小関勝助議長 起立多数であります。

よって、議案第4号は、予算特別委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第47、議案第5号 平成26年度長井市山形鉄道運営助成事業特別会計予算から日程第53、議案第11号 平成26年度長井市宅地開発事業特別会計予算までの7件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第47、議案第5号 平成26年度長井市山形鉄道運営助成事業特別会計予算の1件について、予算特別委員長の報告は、原案可決であります。

予算特別委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○小関勝助議長 起立全員であります。

よって、議案第5号は、予算特別委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第48、議案第6号 平成26年度長井市農業集落排水事業特別会計予算の1件について、予算特別委員長の報告は、原案可決であります。

予算特別委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○小関勝助議長 起立多数であります。

よって、議案第6号は、予算特別委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第49、議案第7号 平成26年度長井市訪問看護事業特別会計予算の1件について、予算特別委員長の報告は、原案可決であります。

予算特別委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○小関勝助議長 起立全員であります。

よって、議案第7号は、予算特別委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第50、議案第8号 平成26年度長井市介護保険特別会計予算の1件について、予算特別委員長報告は原案可決であります。

予算特別委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○小関勝助議長 起立全員であります。

よって、議案第8号は、予算特別委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第51、議案第9号 平成26年度長井市浄化槽事業特別会計予算の1件について、予算特別委員長の報告は、原案可決であります。

予算特別委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○小関勝助議長 起立多数であります。

よって、議案第9号は、予算特別委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第52、議案第10号 平成26年度長井市後期高齢者医療特別会計予算の1件について、予算特別委員長の報告は、原案可決であります。

予算特別委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○小関勝助議長 起立全員であります。

よって、議案第10号は、予算特別委員長報告のとおり、決定いたしました。

次に、日程第53、議案第11号 平成26年度長井市宅地開発事業特別会計予算の1件について、予算特別委員長の報告は、原案可決であります。

予算特別委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○小関勝助議長 起立全員であります。

よって、議案第11号は、予算特別委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第54、議案第12号 平成26年度長井市水道事業会計予算の1件について、討論の通告がありますので、発言を許可します。

議席番号14番、高橋孝夫議員。

(14番高橋孝夫議員登壇)

○14番 高橋孝夫議員 私は、議案第12号 平成26年度長井市水道事業予算に反対の立場で意見を申し上げます。

反対理由の一つは、平成26年度水道事業会計予算の歳入には、4月からの消費税率引き上げに伴う水道料金が計上されていることにあります。

議案第50号 長井市水道事業給水条例の一部改正による水道料金と加入基本額が計上をされています。

人間は水がなくては生活できないどころか、生きていくこともできません。命を守り、維持

するためになくはならない水の供給事業にも消費税が課税されること自体、どう考えても理解できません。そして、上水道に加入する際の加入基本金にまで消費税相当額が上乗せされるということも理解できません。

来年10月に消費税率が10%となる時期を目途に消費税の軽減税率導入の検討がなされると言われているようですが、私は、軽減税率適用ではなく、そもそも水道料金や加入基本金は消費税課税から除外されなければならないものと考えます。

反対理由の2つは、長井市の水道料金自体の考え方、あり方についての疑問です。

長井市の水道料金が決して安価に提供されていないことはご案内のとおりです。命を守り、維持するために欠かすことのできない水道水、これをできる限り安価に提供できる体制をどうつくっていくかについては、市民にとって大事なことですし、今後のまちづくりにとっても重要な課題だと私は考えます。にもかかわらず、国が税率を上げたからそれに倣って市も料金を上げるということにはならないと私は思うのです。長井市の水道水の供給のあり方を検証し、見直していくべき時期にあると私は考えます。そうでなければ、いつの間にか長井市の水道料金は高いままに推移することになってしまい、結果として、住みやすいまちという概念からは遠ざかってしまうのではないかと感じます。これからのまちづくりを考えると、そうであってはならないと私は考えますし、以上の理由から反対をするものであります。

○小関勝助議長 通告による討論が終わりました。

これから採決いたします。

議案第12号について、予算特別委員長の報告は、原案可決であります。

予算特別委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○小関勝助議長 起立多数であります。

よって、議案第12号は、予算特別委員長報告のとおり決定いたしました。

委員会付託の省略について

○小関勝助議長 お諮りいたします。これから上程いたします議案は、委員会付託を省略し、全員でご審議願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小関勝助議長 ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

日程第55 議案第59号 長井市訪問看護条例の一部を改正する条例の制定について

○小関勝助議長 それでは、日程第55、議案第59号 長井市訪問看護条例の一部を改正する条例の制定についての1件を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

内容重治市長。

(内容重治市長登壇)

○内容重治市長 議案第59号 長井市訪問看護条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、消費税率及び地方消費税率の改定に伴い、利用料の額を改定いたすとともに所要の改正をいたすため、ご提案申し上げます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○小関勝助議長 提案者の説明が終わりました。

これから質疑を行います。